

トラック輸送における取引環境・労働時間改善茨城県地方協議会 事務局 あて
 (FAX : 029-248-4773 ※送り状不要)

令和 年 月 日

所 属	
御担当者様 氏 名	

以下の案件について、いずれか該当する方を○で囲んで下さい。

○審議対象案件

議題 労働時間改善に向けた取組事例の調査の実施について

平成27年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」では、輸送品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に取り組んだところです。

今後、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、自動車運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組を荷主と連携して更に加速させていく必要があります。これまでの中央協議会や地方協議会で取り上げられた課題について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要であります。

国土交通省においては、令和2年1月に各輸送品目の待機時間及び附帯作業について調査を行っており、茨城県では特に加工食品、飲料品、紙・パルプ、食料品、建材が待機時間及び附帯作業が多いことが確認されております。長時間労働の改善のためには待機時間及び附帯作業の削減が求められており、荷主と運送事業者の連携によって課題解決が図られた好事例及び是正を阻む課題等の実態把握が必要と認識しているところです。

については、令和2年8月7日付けで厚生労働省及び国土交通省より示された実施事項の方針に基づき、来年度の茨城県地方協議会においては、「加工食品」又は「飲料・酒」の輸送分野の労働時間改善に向けた取り組みを実施している荷主及び事業者の選定を行った上で、ヒアリングを通じて、荷主と運送事業者の実取引における実態や未解決の課題についての把握・整理を行うこととしてよろしいか、御審議願います。

令和4年度は来年度のヒアリング調査結果に基づき好事例の周知を図ると共に、改善策の活用法及び課題の解決に向けた新たな実証事業の実施を検討する予定です。

回 答 書

労働時間改善に向けた取組事例の調査の実施について

承認する	(承認されない場合の理由、修正意見等を記載して下さい)
承認しない	

※恐れ入りますが、令和3年3月21日(日)までに、御回答願います。